

2022年11月11日

各 位

会社名 株式会社 かんなん丸
代表者名 代表取締役社長 野々村 孝志
(コード番号 7585 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員管理部長 宮永 一彦
(TEL 048-815-6699)

(開示事項の経過) 完全子会社の吸収合併に関するお知らせ
(完全子会社の簡易合併に関する合併無効事由となり得る事案についての決議)

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 合併手続の状況について

当社は、本年7月12日公表の「完全子会社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ」のとおり完全子会社の吸収合併手続を行い、本年9月1日付で当社の合併登記および完全子会社の消滅登記を完了しております（以下「本合併」といいます）。

ところが、当該完全子会社は、本年9月1日の本合併効力発生日において債務超過状態であったことが、その後の決算確定により判明するに至りました。

2. 債務超過状態であったことが判明した経緯について

当社は、本年7月12日開催の取締役会において、本合併を決議いたしました。その当時、当該完全子会社は決算確定前であり、その財務状況として債務超過状態ではありませんでした。

本年8月12日、2022年6月期決算短信発を公表いたしました。本年6月末時点において当該完全子会社に1百万円の債務超過が存在しましたが、完全親会社である当社にて貸倒引当金繰入を計上し、決算発表をいたしました。

当社は、本年9月26日に当社第45回定時株主総会を開催いたしました。その時点においても本合併効力発生日において当該完全子会社が債務超過状態にあったことは判明しておりませんでした。その後、本年9月30日の決算確定により、本合併効力発生日において当該完全子会社が債務超過状態にあったことが判明いたしました。

進行期において、当該完全子会社の業態転換および新規出店による改善を期待しておりましたが、新型コロナウイルス感染症第7波による急激な店舗業績の下振れもあり、当該完全子会社は本合併効力発生日において債務超過状態に陥ったものです。

3. 当社の方針について

上記のとおり本合併効力発生日において当該完全子会社が債務超過状態であったとすると、簡易合併要件を欠き、当社株主総会の決議を経ていない本合併には合併無効事由が存在する可能性があります。

そこで、当社は、取締役会および監査役会において、本件の経緯を調査確認するとともに、当社の方針について様々な角度から検討を行いました。

それらを踏まえて、当社は、本合併が完全子会社を吸収合併するものであり連結決算上の報告数値が変動しないこと、再度の吸収合併手続を行い株主総会の決議に諮ったとしても承認される可能性が極めて高いと見込まれること、並びに再度の吸収合併手続にかかる人的・時間的・経済的その他諸コストを発生させないことが当社ひいては株主の皆様利益にかなうと考えられること等の事情を総合的に考慮の上、当社又はその役員において積極的に合併無効の訴えを提起することは控える方針といたしましたので、ご報告いたします。

以上のとおり、本件は当社の運営、業務又は財産等に関する重要な事項に該当すると判断し、その事実を公表するものです。

4. 今後の見通し

本件による当期業績に与える影響は軽微であります。今後、業績への重大な影響が認められる場合には速やかにお知らせいたします。

以上